

# 総務委員会議案説明資料

令和4年12月6日

件名	頁
1 第107号議案 足立区議会議員及び足立区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	2

(選挙管理委員会事務局)

# 第107号議案説明資料

令和4年12月6日

件名	足立区議会議員及び足立区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例																																						
所管部課名	選挙管理委員会事務局																																						
内容	<p>公職選挙法施行令の一部を改正する政令が、令和4年政令第172号をもって令和4年4月6日に公布、同日施行されたことにより、当該条例の一部を改正する。</p> <p><b>1 改正内容</b></p> <p>(1) 選挙運動用自動車の使用の公営（4条（2）ア、イ） 一般運送契約以外の契約</p> <table border="1" data-bbox="399 922 1444 1061"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行単価</th> <th>改正単価</th> <th>増加額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車の借入れ</td> <td>15,800円</td> <td><b>16,100円</b></td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>燃料費</td> <td>7,560円</td> <td><b>7,700円</b></td> <td>140円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 選挙運動用ビラの作成の公営（8条）</p> <table border="1" data-bbox="399 1124 1444 1223"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行単価</th> <th>改正単価</th> <th>増加額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一枚当たり</td> <td>7円51銭</td> <td><b>7円73銭</b></td> <td>22銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 選挙運動用ポスターの作成の公営（11条）</p> <table border="1" data-bbox="399 1285 1444 1491"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行単価</th> <th>改正単価</th> <th>増加額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画費・ポスター掲示場500箇所分</td> <td>573,030円</td> <td><b>586,905円</b></td> <td>13,875円</td> </tr> <tr> <td>ポスター掲示場500箇所超（1枚当たり）</td> <td>27円50銭</td> <td><b>28円35銭</b></td> <td>85銭</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【参考】単価限度額の計算式</b></p> <table border="1" data-bbox="363 1554 1437 1720"> <tbody> <tr> <td>現行単価</td> <td><math>27円50銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) + 573,030円</math></td> <td>936円 ※</td> </tr> <tr> <td><b>改正単価</b></td> <td><b><math>28円35銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) + 586,905円</math></b></td> <td><b>959円</b> ※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ポスター掲示場数を現行の616箇所とした場合の単価額。なお、計算式の中で500を減じるのは、586,905円（現行573,030円）にポスター掲示場500箇所分が含まれるためである。</p> <p><b>2 施行年月日</b> 令和5年1月1日</p> <p><b>3 新旧対照表</b> 別紙のとおり</p>		現行単価	改正単価	増加額	自動車の借入れ	15,800円	<b>16,100円</b>	300円	燃料費	7,560円	<b>7,700円</b>	140円		現行単価	改正単価	増加額	一枚当たり	7円51銭	<b>7円73銭</b>	22銭		現行単価	改正単価	増加額	企画費・ポスター掲示場500箇所分	573,030円	<b>586,905円</b>	13,875円	ポスター掲示場500箇所超（1枚当たり）	27円50銭	<b>28円35銭</b>	85銭	現行単価	$27円50銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) + 573,030円$	936円 ※	<b>改正単価</b>	<b><math>28円35銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) + 586,905円</math></b>	<b>959円</b> ※
	現行単価	改正単価	増加額																																				
自動車の借入れ	15,800円	<b>16,100円</b>	300円																																				
燃料費	7,560円	<b>7,700円</b>	140円																																				
	現行単価	改正単価	増加額																																				
一枚当たり	7円51銭	<b>7円73銭</b>	22銭																																				
	現行単価	改正単価	増加額																																				
企画費・ポスター掲示場500箇所分	573,030円	<b>586,905円</b>	13,875円																																				
ポスター掲示場500箇所超（1枚当たり）	27円50銭	<b>28円35銭</b>	85銭																																				
現行単価	$27円50銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) + 573,030円$	936円 ※																																					
<b>改正単価</b>	<b><math>28円35銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) + 586,905円</math></b>	<b>959円</b> ※																																					

今後の方針	関係する規程等について、必要な整備を行うとともに、足立区議会議員および足立区長選挙の立候補予定者に対して周知を行う。
-------	--

改正前	改正後
<p>第1条から第3条 （略）</p> <p>（自動車の使用の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） （略）</p> <p>ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場合 当該自動車（同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>1万5,800円</u>を超える場合には、<u>1万5,800円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p>	<p>第1条から第3条 （略）</p> <p>（自動車の使用の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） （略）</p> <p>ア 当該契約が自動車の借入れ契約である場合 当該自動車（同一の日において自動車の借入れ契約により2台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の自動車に限る。）のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>1万6,100円</u>を超える場合には、<u>1万6,100円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p>

改正前	改正後
<p data-bbox="241 188 367 220">ウ (略)</p> <p data-bbox="120 288 450 320">第5条から第7条 (略)</p> <p data-bbox="174 389 696 421">(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p data-bbox="120 443 1099 967">第8条 区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（<u>当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。</p> <p data-bbox="120 1035 450 1067">第9条から第10条 (略)</p> <p data-bbox="174 1136 752 1168">(ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p data-bbox="120 1190 1099 1380">第11条 区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（<u>当該作成単価が、27円50銭にポスター掲示場の数か</u></p>	<p data-bbox="1240 188 1366 220">ウ (略)</p> <p data-bbox="1124 288 1453 320">第5条から第7条 (略)</p> <p data-bbox="1178 389 1700 421">(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p data-bbox="1124 443 2103 967">第8条 区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（<u>当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。</p> <p data-bbox="1124 1035 1453 1067">第9条から第10条 (略)</p> <p data-bbox="1178 1136 1756 1168">(ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p data-bbox="1124 1190 2103 1380">第11条 区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの1枚当たりの作成単価（<u>当該作成単価が、28円35銭にポスター掲示場の数か</u></p>

改正前	改正後
<p>ら500を減じた数を乗じて得た金額に57万3,030円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。</p> <p>第12条（略）</p>	<p>ら500を減じた数を乗じて得た金額に58万6,905円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。</p> <p>第12条（略）</p> <p>付 則（令和4年 月 日条例第 号）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この条例は、令和5年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</li> <li>2 この条例による改正後の足立区議会議員及び足立区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。</li> </ol>